

第 6 回

総会議事録

日 時 令和5年12月13日（水）13時30分

場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	委員会役職
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
出	3	丹野 菊男	第37°ブロック長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第27°ブロック長
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第17°ブロック長
欠	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鍵水 豊	
欠	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第47°ブロック長
出	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
出	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第6回総会（定例）

日 時：令和5年12月13日（水）

午後1時30分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第6回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議題24号 農用地利用集積計画について

議題25号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議題26号 令和6年度農作業賃金・機械利用料金標準について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地法第4条の規定による許可について

(6) 農地法第5条の規定による許可について

(7) 非農地証明の交付について

6 連絡事項

- (1) 次回の総会（定例）について 令和6年1月12日（金）
- (2) 次回の委員調査について 令和6年1月10日（水）

7 その他

8 閉 会

第6回総会議事録

(令和5年12月13日(水) 市庁舎10階 委員会開催室)

出席委員 22名

欠席委員 2名

開 会 午後1時30分

会 長	(あいさつ)
事 務 局	ここで、現在の出席委員数をご報告いたします。 本日は、9番森田誠一委員、18番佐藤清委員より欠席の連絡を受けております。 在任委員数24名、出席委員数22名、欠席委員数2名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 なお、本日は、第1ブロックから石沢覚推進委員、平吹拓也推進委員、第2ブロックから佐藤安広推進委員、第3ブロックから鈴木傳勇推進委員、野口明宏推進委員、第4ブロックから石山広義推進委員が出席しております。よろしくお願いいたします。なお、事務局の草苅局長も欠席となっておりますのでご報告いたします。 (傍聴人なし) 議長選出につきましては、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。 高橋会長よろしくお願いいたします。
議 長	(開会) それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りいたします。慣例により、議長より指名させていただくことにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員につきましては、5番阿部芳徳委員、7番井上敏嗣委員にお願いしたいと思います。書記につきましては荒井主幹を任命いたします。それでは議事に入ります。議第21号農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	はい。議長。 議案書の修正をお願いします。議案書2ページ、57号についてです。先日申請者より取り下げの申出がございました。削除をお願いします。それでは議案書1ページ、議第21号農地法第3条の規定に

	よる許可申請について、をお願いいたします。 2 ページをご覧ください。案件は 56 号、58 号から 65 号の計 9 件となります。農地の所在、申請者、申請事由等については、記載のとおりでございます。 56 号、大曽根地区土屋倉の現況田について、経営拡張のための所有権移転で、水稻栽培の予定です。 58 号、鈴川地区大野目町の畑について、経営拡張のための所有権移転です。自家消費用の蔬菜栽培の予定です。 59 号は、高瀬地区中里の畑について、経営拡張のための所有権移転です。引き続き栗を栽培の予定です。 60 号、大郷地区中野の畑について、経営拡張のための所有権移転で、ダリア栽培の予定です。 61 号、大郷地区七十刈の田について、借入地の買受のための所有権移転です。引き続き水稻栽培の予定です。 62 号、大曽根地区常明寺の畑について、新規就農のための所有権移転です。鏈水委員に調査をいただいております。 63 号、金井地区内表及び内表東の畑について、新規就農のための所有権移転です。蔬菜及び柿等の果樹栽培の予定です。こちらも、鏈水委員に調査いただいております。 なお、隣接地について、5 条 62 号で申請者が隣接地で営む事業の駐車場の拡張として転用の申請もなされております。 64 号、金井地区陣場新田及び東志戸田の畑について、経営拡張のための所有権移転で水稻栽培の予定です。遠藤委員に調査いただいております。 65 号、出羽地区漆山の田、畑、樹園地について、経営移譲のための使用貸借権の設定です。水稻、蔬菜、リンゴ等の果樹を引き続き栽培の予定となっております。 以上 9 件につきまして、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
会 長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。 62 号につきまして 17 番鏈水委員からお願いいたします。
鏈 水 委 員	17 番鏈水です。調査報告をさせていただきます。議案書 62 号、申請地は議案書のとおりです。権利の種類は、新規就農のための所有権移転であります。譲受人は、記載のとおりです。世帯状況としては、[] であり、農業従事日数は、本人が 160 日、[] 100 日となっております。申請地では、大根、キュウリ、ナス等蔬菜を作り、[]、多く収穫なった時には、[] としています。現在の営農状況は、自宅である [] で家庭菜園程度と、西藏王に畑一反部程度の大根を植えており、収穫した大根は従業員へ漬物にして配っているとのことでした。そのため農業機械については、耕運機 1 台、背負い式噴霧器 1 台を所有しており、自宅に保管しているとのことでした。売買価格は、総額 [] とのことです。通作距離は、今回の申請地と併せて取得する []

議 長	の隣地のため徒歩1分となっています。譲渡人については、記載のとおりです。申請地は元々実家の隣地で、相続しましたが、維持管理が出来ず荒れていた状況でした。申請地隣地の住宅を取り壊し、譲受人が併せて取得するため今回の申請となったものです。以前までありました、一体化利用の申請と同じかなと思いました。宅地を購入した者が維持管理しなければ荒廃農地となり、現在も荒れているため、許可後に、譲受人が草刈りをし、改善させる予定です。申請人には農地として維持管理し、しっかりと農業に励んでくださいと指導し、農地パトロールでも確認させていただきますと話をしておりますので、担当の阿部委員にはよろしくお願ひしたいと思ひます。以上、62号について、調査の結果許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
鑑 水 委 員	続きまして63号についても、鑑水委員から報告をお願ひしたいと思ひます。 議案書63号の調査報告をさせていただきます。申請地は議案書のとおりです。権利の種類は、新規就農のための所有権移転です。譲受人の世帯状況は、ですが、農業従事日数は、本人の200日となっています。申請地の使用目的としては、大根、キュウリ、ナス等蔬菜と、柿10本程度、梅の木が2本程度申請地にあり、それを活かすものです。とするものです。農業経験としては、 、若い頃に経験をしていた程度であります。隣の譲渡人より指導を受けるということです。農業機械は、借りてくるということです。は、すでに農作業は委託をしており、農業機械は不要となっているということです。今回の申請については、譲渡人が高齢により農業が出来なくなり経営縮小となったため、5年ほど前、譲渡人が、した経緯もあり、した譲受人に相談したことで、今回の申請になったとのこと。売買価格は総額とのことです。通作距離は自宅より約3.4km、車で8分程となっております。現在も、申請地の草刈りは、譲受人がずっと行っているとのこと。譲受人には、農地として維持管理し、しっかりと農業に励んでくださいと指導し、農地パトロールでも確認させていただきますと話をしております。担当地区の安達委員にはよろしくお願ひしたいと思っております。関連で5条の申請もありますのでその次また説明させていただきます。調査の結果許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします
議 長	続きまして、64号につきまして、15番遠藤委員から報告をお願ひします。

遠藤委員	15番遠藤です。64号について報告いたします。権利の種類としては、所有権の移転となっております。譲受人の従事日数は、本人が180日、■■■■150日、■■■■100日、■■■■50日となっております。以前の申請の時、■■■■も従事していた記憶がありまして、今回■■■■は違うのですかと聞いたところ、■■■■に社長を譲り渡したとのことで、譲受人は農業に専念することが出来て、■■■■は農業が出来なくなったという状況だそうです。利用目的は、水稻で、現在の耕作面積はかなり多いのですが、今回の分を含めましてしっかり出来るのかと話を聞いたところ、従業員に田んぼの耕作を委託しており、今回もまたその方に作っていただくとのことでした。田以外の畑・樹園地については、本人、■■■■でやっていて、田んぼの方はお願いして、ただ管理は本人がしているとの話でした。機械の状況については、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機、軽トラックということです。ただ現場が離れているので、軽トラックしかないようですが、どうやって運ぶのですかと聞きましたら、それを運べるようなトラックを借りて運ぶとのことでした。また、自宅と志戸田の間あたりに農機具を保管する場所があってそこに機械を置いており、そこから自走したり、運搬して使うということでした。売買価格は、この4筆、総額で■■■■となっております。現場を見てきましたが、今年は譲渡人の方で管理していて、委託して田んぼを作っていたという状況が見受けられました。今までの田んぼで作ったお米、これからここで作るお米はどうするのですかとお聞きしましたら、会社を通してお歳暮などであげたりし、販売は考えていないという話でした。譲渡人は体調不良ということで、高齢化も重なり経営の縮小のために、今回宅地の処分と併せて相談したところ売買することになったというお話でした。今回は、田んぼにするということで、今までの経営状況でも荒れているところがないとのことで、許可相当と判断しました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。
議長	ただいまの説明対しまして、皆さん質問・意見等ありませんか。質問の際は、議席番号と名前を述べてから、発言をお願いしたいと思います。
井上委員	7番井上です。64号の件なんですが、樹園地はどのくらいの面積があるのですか。内容はどうなっていますか。また、出荷先は？
遠藤委員	樹園地は12,827㎡です。内容は、スモモ、ウメ、柿、サクランボになっております。今回、田んぼの申請ですので、果樹に関しての出荷先は聞いておりません。
安達委員	10番安達です。64号ですが、会社役員とのことなのですが、■■■■ということですか。

遠 藤 委 員	15 番遠藤です。[REDACTED]、今は[REDACTED]という肩書になっているようです。
丸 子 委 員	23 番丸子です。62 号ですが、西藏王に 10 a ほどの畑で耕作しているとのことですが、許可を取ることを条件に今回の許可申請を出すのか。今回の許可を取ってから西藏王の申請を出すのか、そのあたりの順序はどうなるのか。
鐘 水 委 員	17 番鐘水です。本人は、今回の農地で作れば、西藏王はいらなくなるとの話をしていました。西藏王は、使わなくなるのではと思います。
推 名 委 員	12 番推名です。64 号ですが、5 反部で [REDACTED] は安すぎるような気がするのですが、このへんの相場を教えてください。
遠 藤 委 員	15 番遠藤です。現地を見てみても、周りが整備されている田んぼで、[REDACTED] が所有している田んぼからも近いこともあり、本当に作りやすい所だなと見てきました。今の相場はこれより高いのではと思うところですが、譲渡人が、宅地の処分と併せて相談したということを含んでの価格なのではないかと感じました。そのほかの土地の金額については聞いていないので、あくまでも私の判断ですがそう思いました。
小 松 委 員	21 番小松です。62 号の件についてですが、自宅はもちろん宅地に建っていたんですね。今回、それに付随している部分だけの農地の話で、その宅地に今からまた建てるということなのですか。そこに建てる場合、建てるのが譲受人の方なので、一体で使えるので問題ないという話なのですか。
鐘 水 委 員	譲受人がそこに [REDACTED] を建てるとのことなので、宅地等と一体的に利用しなければ利用が困難な申請かなと思いました。
議 長	他にありませんか。 無いようですので、出席推進委員の方からも意見を頂きます。是非ご発言くださるようお願いいたします。どなたか、いらっしゃいますか。順番に石沢推進委員からお願いします。
石沢推進委員	西藏王の畑の地主さんはどなたかわかりますか。
鐘 水 委 員	今回の申請と関係なかったもので、そこまでは確認しませんでした。
平吹推進委員	特にありません。
佐藤推進委員	64 号の東志戸田の田ですが、譲受人が作らないで、従業員が作っ

	ているのであれば、別な問題が出るのではないかと思います。作る人が経営拡大で、一緒になってしているならいいけれども、他の従業員がしているのであればそこが疑問に思います。又貸しには当たらないのか。
遠 藤 委 員	15 番遠藤です。そこは私も気になりまして、あくまでも、従業員として田んぼ担当だと再確認しました。管理自体は、本人がしていて、又貸しということではないと確認しました。
佐藤推進委員	耕作面積が約 10 町歩あるわけですが、 に出荷しないということも疑問です。これだけの米が取れて、従業員が何人いるかもわからないですが、 に出荷しないのは不思議です。会社だけで処分出来る面積ではないのではないのでしょうか。
遠 藤 委 員	今までの分も合わせ、会社を通して販売もしくは贈答として処理していきますとのことでした。
今 野 委 員	4 番今野です。その 64 号案件ですが、この田は将来宅地に転用可能な場所ですか。
遠 藤 委 員	15 番遠藤です。周りも田んぼで、隣接している住宅ありません。田んぼのままだと思います。
野口推進委員	西藏王の件ですが、作らなくなった後、耕作放棄地になる可能性のある土地ですか。今後、指導していくのですか。
鍵 水 委 員	今回の案件と関係なかったもので、詳しく確認しませんでした。何かあるときは農業委員会までと伝えてはいます。
鈴木推進委員	意見はございません。
石山推進委員	64 号、結構な面積を持っているということで心配だなと思ったところでした。
議 長	それではお諮りしたいと思います。議第 21 号について、56 号及び 58 号から 65 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認められますので、56 号及び 58 号から 65 号は許可することに決めます。 次に進みたいと思います。 議第 22 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	はい。議長。

	議案書 6 ページ、議第 22 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、をお願いします。 内容は、7 ページの 6 号、1 件でございます。位置図は 8 ページになります。農地の所在、申請人、申請事由等については、記載のとおりです。それでは、8 ページをご覧ください。6 号、山形市総合スポーツセンター第一体育館より南東、約 650m に位置する鈴川地区芳野の畑 1492 m²のうち 0.07 m²です。農業振興地域内の農用地域域内にある農地です。平成 26 年に営農型太陽光発電設備の設置のため、一時転用の許可を受けまして、その後 3 年ごとに許可の更新をしているものでございます。この度、令和 2 年に許可を受けた一時転用期間が満了になることから、改めて 3 年以内の一時転用の申請があったものです。申請人は、発電設備下部の自己所有地でタマネギの栽培を行っており、あわせて発電事業も行っております。許可にあたりまして、転用区域内における下部農地での営農の状況を勘案し判断する必要があるございましたので、事前に職員による聞き取り、現地確認等を行わせていただいたところ、営農の適切な継続が確実であると判断出来ました。なお、営農の適切な継続が確実かを判断するための基準となる地域の平均的な単収と比較して、2 割以上の減少も見られませんでした。また、今年度の収量についても、基準を超える収量を確認させていただいており、あわせて地元の農業委員からも適正に営農が行われているということ伺っております。以上につきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対しまして、皆さん質問・意見等ありませんでしょうか。無いようですのでお諮りいたします。議第 22 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認めまして、議第 22 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みたいと思います。 次に進みます。議第 23 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明を求めます。
事 務 局	はい。議長。 説明の前に、議案書の修正をお願いいたします。 11 ページをご覧ください。63 号について、先日申請者より取り下げの申出がありましたので削除をお願いします。あわせて該当する位置図 17 ページについても削除をお願いいたします。 それでは、改めまして、議案書 9 ページ、議第 23 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、をお願いいたします。 案件は、10 ページからの 5 件です。また、位置図等は 12 ページからとなっております。 12 ページをご覧ください。 58 号、市立東沢小学校の南東、約 400m に位置する、東沢地区下

	宝沢の現況畑 58 m²で、2 種農地と判断しております。転用目的は、資材置場の敷地拡張です。 13 ページをご覧ください。 59 号、JR 南出羽駅の北西、約 150m に位置する、出羽地区七浦の畑 211 m²で、3 種農地と判断しております。転用目的は、隣接する宅地とあわせて申請農地部分を対象に、特定建築条件付き売買予定地 1 区画を含む 3 区画の宅地分譲用地となるものです。 14 ページをご覧ください。 60 号、市立本沢小学校の北東、約 1,100m に位置する本沢地区二位田の畑 211 m²で、1 種農地と判断しております。転用目的は、戸建ての専用住宅でございます。 次に 15 ページをご覧ください。 61 号、山形市総合スポーツセンター第一体育館より南東約 370m に位置する千歳地区落合町の畑 1,042 m²です。転用目的は、特定建築条件付き売買予定地による宅地分譲 4 区画です。こちら遠藤委員より委員調査をしていただいております。 次に 16 ページをお願いいたします。 62 号、市立大郷小学校の南約 1,200m に位置する金井地区内表及び内表東の畑 3 筆計 578 m²です。こちら、鏈水委員に委員調査をいただいております。なお、先ほど 3 条でもご説明しましたが、隣接する農地について 3 条許可申請 63 号が出されており、こちらは、譲受人が代表を務める法人により、5 条の申請が出されているものです。以上の 5 件につきまして、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 61 号案件につきまして 15 番遠藤委員から報告をお願いします。
遠 藤 委 員	15 番遠藤です。15 ページの 61 号案件をご覧ください。 申請理由ですが、宅地分譲 4 区画建築条件付きとなっております。譲受人は、天童市に本社を置き、[REDACTED]などを営む法人です。この度、事業収益を図るため市内落合地区内で宅地分譲を計画しました。当該地は、環境が良く、商業施設や病院も近いため、利便性の高い住環境を提供できると考えて計画しました。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。なお、当該許可は、建築を条件とするものです。具体的な場所ですけれども、申請地は山形市総合スポーツセンター第一体育館から南東へ約 370m の場所に位置する場所にあります。土地改良事業施工地であるが、市街化区域に近接する小集団の農地であることから 2 種農地と判断いたしました。申請地のちょうど西側はスポーツセンターの駐車場となっております。汚水は公共下水道。生活雑排水も公共下水道。雨水は地下浸透ということです。山形市東部土地改良区からの意見書もあります。開発許可は事前協議中で見込みありとのことでした。土地取得費は、[REDACTED]。土地造成費は [REDACTED]。4 区画あるが、1 区画当たりおいくらくらいになるの

議 長	でしょうかとお聞きしたところ、資材高騰もあるため、土地・建物で最低でも [] から、建主さんの希望によってはそれ以上にはなるだろうというお話でした。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。 次に62号につきまして、17番鑑水委員からの報告をお願いします。
鑑 水 委 員	17番鑑水です。議案書62号、申請地は議案書のとおりです。申請理由としては、敷地拡張をして駐車場及び通路確保ということです。申請人は、山形市内で [] 及び [] を営む法人であり、当該地の隣接にある建物を [] 事業を営んでいるものであります。現在は、 []、駐車場として6台分しかなく、営業時間になると足りない状況であることに加え、西側の出入口が国道112号線で交通量が非常に多く出入りが不便であるとともに事故の危険もあり、駐車場及び東側の道路へ抜けられる通路の整備を計画いたしました。申請までの経緯として、今回の譲渡人が5年ほど前、自宅建築を計画。以前の母屋と土蔵づくりの蔵を取り壊して建築するということを相談された譲受人が、土蔵づくりの蔵が大変貴重だと話したところ、譲渡人から買ってもらえないか相談をされ、承諾いたしました。譲渡人には、隣接地に新築を勧め、現在の [] がある宅地を購入したものであります。そのため、今回の駐車場及び通路の整備の話を譲渡人にしたところ、高齢のため農業は縮小したいと思っており、息子も農業はしないということで息子も快諾したものです。申請地は以前より耕作しておらず、草刈りは申請人が行っていました。当該申請地の隣接地を5年前に購入し蔵を改装、2店舗が入居できるようにしたところ、 []。大変好評で、昼には駐車場が足りず困っていたもので、大家に相談をされておりました。 [] の店舗用として10台分。 [] として5台分の要望があり、新たな店舗用の駐車場と冬場の除雪の重機を置くスペースも加え、合計20台分が必要と考えました。申請地は、市立大郷小学校より南へ約1.2kmに位置する農地であり、10ha以上の一団の農地であり改良事業の施工もされた農地であることから1種農地と判断いたしました。現在の事業用地の立地や事業効率等を勘案すると、申請地に代えて他に代替えできる土地もないことから、やむを得ないものと認められるものです。土地取得費として []、土地造成費として [] とのことです。最上川土地改良区からの意見書もあります。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対しまして、皆様から質問・意見等ありませんでしょうか。 (意見なし)

	無いようですのでお諮りいたします。議第 23 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認め、議第 23 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。 議第 24 号農用地利用集積計画について、を上程いたします。 それでは事務局の説明を求めます。
事務局	はい。議長。 議案書 18 ページ、議第 24 号農用地利用集積計画について、をお願いいたします。 19 ページをお願いいたします。 このたびは、農地中間管理事業による借入れがありますので、議案は、中間管理機構借り入れと分けて集計しております。 はじめに、農地中間管理事業以外の分についてです。利用権設定について、地目別設定面積、作物別設定面積の内訳は記載のとおりです。なお、各筆の明細につきましては、20 ページの 40 号から 22 ページ 54 号の 15 件、内容は記載のとおりでございます。 次に、所有権移転についてですが、19 ページにお戻りいただきまして、右上の所有権移転の表をご覧ください。地目別設定面積の内訳は記載のとおりです。各筆の明細につきましては、23 ページの 8 号から 12 号の 5 件となっており、内容は記載のとおりです。 続きまして、農地中間管理事業による借入れ分について、24 ページをご覧ください。令和 5 年 8 月受付分の農地中間管理事業による「利用権設定」の集計表となっております。利用権設定について、地目別設定面積、作物別設定面積の内訳は記載のとおりでございます。 なお、各筆の明細については、25 ページの 223 号から 37 ページの 262 号までの計 58 件で、内容は記載のとおりでございます。 なお、山形市の農用地利用集積計画の公告日については、12 月 25 日(月)を予定しております。以上につきまして、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	ただいまの説明に対しまして、皆さんからの質問・意見はございませんでしょうか。 (意見なし) それではお諮りいたします。議第 24 号について、適当である、とすることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認めまして、議第 24 号農用地利用集積計画について、適当である、との意見に決めます。 次に進みます。議第 25 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、を上程いたします。それでは事務局の説明を求めます。

事務局	資料の 38 ページをお願いします。議第 25 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、です。今回につきましては、私どもの内規の方で指針に関しては改選期ごと、3 年ごとに見直しを行うこととなっております。また、文言修正を昨年法令改正で行っておりますが、内容について予め皆様の方にお送りして、意見を送っていただくようお願いしていましたが、特段意見等は頂戴していない状況です。直接議案に関する意見がございませんでしたので、このまま提案をさせていただきました。新旧対象表が 44 ページから載っておりますのでご確認をお願いしたいと思います。右側が現在の指針になります。見直しにつきましては、下線部分が今回の変更点になります。まず、45 ページ一番上についてですが、再生可能な 1 号遊休農地を含む面積を記載しておりましたので、平成 29 年度の部分にコメントをつけさせていただきました。目標関係の考え方については、下線の部分のとおり、国の指針にもあわせてございますが、新たな遊休農地を発生させないことを前提に令和 3 年度末の 1 号遊休農地こちら緑区分、山形市の場合全て緑区分になっております。こちらの 5 分の 1 の面積を毎年の解消面積にするというものでございます。表のとおり令和 10 年 4 月には全て遊休農地が解消される目標となっております。つぎに 45 ページ、担い手の集積・集約化についてです。こちらの考え方につきましては、前回と比較してご覧いただきたいと思いますが、今回は「第 6 次山形市農業振興基本計画」で令和 8 年度末を最終目標とする集積率 80%を当面の目標とし、その後については、「山形県農地集積・集約化プロジェクトアクションプラン」こちらで集積・集約化推進の基本方針に掲げる令和 9 年度末までの成果指標 90%達成を目標、県が高いのでこちらに合わせなければならないとなっております。年度ごとの集積目標については、「地域計画」作成・見直しに合わせて順次集積化を加速していく。という目標で設定しております。続いて、46 ページが最後のページでございます。新規参入についての項目でございます。こちらは新たに目標の考え方を設定し、先程と同じように「第 6 次山形市農業振興基本計画」の新規就農者数こちらの目標をベースに、就農雇用に家族経営への参入や法人への雇用も含まれているため、直近 5 年間の就農雇用以外、目標としまして年間 23 人を目標としております。取得面積については、令和 5 年目最適化活動の目標値を継続、そして個人法人の割合については令和 5 年度の数値を参考として進めていくものでございます。こちらについて、文言修正等あるかないか等についてご意見を頂戴し話を進めていただき、皆様からのご審議、承認方よろしく願います。
議長	ただいまの説明対しまして、皆さんからの質問・意見等ございませんでしょうか。 (意見なし) 無いですので、お諮りします。議第 25 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、適当である、とすることに異議あ

事務局	りませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認めまして、議第 25 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、は承認されました。 次に進みます。 議第 26 号令和 6 年度農作業賃金・機械利用料金標準について、上程いたします。それでは事務局の説明を求めます。 令和 6 年度山形市農作業賃金・機械利用料金標準案について、です。別冊資料を配布してございますので、資料を確認頂きながらご審議いただきたいと思います。説明させていただきます。 2 ページをご覧くださいと思います。令和 6 年度山形市農作業賃金・機械利用料金標準案となっております。3 ページ以降に参考資料を添付しております。4 ページをご覧くださいと思います。こちらは農業委員会の作成要綱でございます。こちらの作成要領に基づいて、会長が標準案を策定し、総会で審議決定するということになっておりますのでよろしくお願いいたします。3 ページに戻っていただいて、まず農作業賃金の欄でございます。こちら最低賃金につきましては、表左下注意事項の 4 番山形県の最低賃金は 1 時間当たり令和 5 年 10 月 14 日から適用されまして最低賃金 900 円になっております。この最低賃金と令和 5 年度の単価 863 円と比較しますと約 104%となっています。他の賃金についても一律同様に約 104%を基準にした案を作成させていただきました。令和 6 年度の欄についてはこの網掛けになっている単価になっております。また、機械利用料金こちらについては右側の表になっております。根拠としましては、7 ページをご覧くださいと思います。7 ページは農業委員の皆様へお願いをしまして、提出を頂いた平均賃料になっております。網掛けの部分がこれまでと大きく変動があつて上昇している部分になります。こちらをベースに、5 円単位に切らせて頂いて、機械田植については 8,670 円、籾乾燥については 12,000 円、籾摺りについては 505 円、畑の耕うんについては 13,760 円、SS 防除については 965 円、草刈りについては 5,645 円、と変更する案をあげさせていただきました。網掛けが無い部分については、平均が同額または上がっていない状況でございますので、これを参考に今回の原案を作成させていただきましたと考えております。その他の参考資料ですが、5 ページに、年度ごとの農作業賃金を載せております。全体的にほとんどが上昇しております。そして、個人所有の機械利用料金標準につきましても、ほとんどが伸びている状況であります。また、6 ページに、山形以外の標準一覧を記載させていただきました。一番最後の 10 ページですが、燃料価格についての記載でございます。左上が、山形県の店頭価格、レギュラーガソリン、軽油、灯油の単価の変動状況でございます。その下に平成 15 年を基準とした変動を記載しております。当時から比べましてレギュラーガソリンは 77 円 76.2%上昇しております。また右側の表は、作業毎の燃料上昇による試算が記載されております。
------------	--

	「平成 15 年を基準として、各作業の燃料費の変動が、機械利用料金の 5%以上となった場合は金額を見直す必要がある。」こちらは平成 17 年度当時の申し合わせによるものです。山形市農作業賃金・機械利用料金協議会が過去ございましたが、平成 29 年 9 月 6 日をもって既に廃止になっていますので、現在は、他の機関ではなく、農業委員会のみでの判断となっております。また、平成 20 年度より、委託を受けて農作業を行う方々に対しても軽油取引税の免除措置が実施されておりますこともあわせて記載してあります。これらを参考のうえ作成させて頂いております。 以上で令和 6 年度山形市農作業賃金・機械利用料金標準案についての説明を終わります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対しまして、質問・意見等ございませんでしょうか。 (意見なし) 無いようですので、お諮りいたします。議第 26 号令和 6 年度農作業賃金・機械利用料金標準について、適当である、とすることに異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認めまして、議第 26 号令和 6 年度農作業賃金・機械利用料金標準について、は承認されました。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いいたします。
事 務 局	はい。議長。 続いて、報告事項です。先に議案書等を送っておりますので、報告事項について、案件名と件数を読み上げさせていただきます。 議案書 49 ページをお願いいたします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、50 ページ、168 号から 58 ページの 191 号まで 24 件を受理しております。 59 ページをお願いいたします。 農地法第 4 条届出書の受理について、60 ページ、17 号から 18 号の 2 件を受理しております。 61 ページをお願いします。 農地法第 5 条届出書の受理について、62 ページ、33 号から 35 号まで 3 件を受理しております。 63 ページをお願いします。 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について、64 ページ、87 号から 66 ページの 102 号まで、16 件を受理しております。 67 ページをお願いします。 農地法第 4 条の規定による許可について、68 ページ 5 号の 1 件について許可証を交付しております。 69 ページをお願いします。

	農地法第5条の規定による許可について、70ページ、18号から71ページ、55号まで7件、許可証を交付しております。 72ページをお願いいたします。 非農地証明の交付について、山形市農業委員会農地事務取扱要領の規定により非農地証明について申請がありましたので、交付させて頂いております。73ページ、1件について証明書の交付をしておりますので報告いたします。
会 長	次に6連絡事項について、事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。議長。 次回の定例総会は、令和6年1月12日 金曜日に開催予定です。 委員調査については、調査日は、1月10日 水曜日の予定です。 次回の委員については、8番伊藤委員、20番石川委員にお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に7その他について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(1) 令和6年山形市賃借料情報について（当日資料配布） 令和6年案は、令和5年の1月から12月の実績をもとに作成した旨説明。12月議案書分まで反映済。山形農協、山形市農協の広報誌配布時に協力を依頼し、来月1月配付予定。ホームページへの掲載予定について説明。 (2) 台帳システムの入替に伴う議案書レイアウトの変更について 全庁的なシステムの変更に伴い、来年1月から議案書の一部レイアウト等が変更になる旨連絡。
議 長	皆さんからご質問ありませんでしょうか。
金 子 委 員	建築条件付きは開発許可が下りてから、何年以内に建物を建てなければいけないという決まりがありますか。
事 務 局	転用許可の判断のうえで、事業の確実性の観点から、国・県等の指導・通知に従い、許可後おおむね1年程度で完成するものであることを判断基準にさせていただいております。
金 子 委 員	1年以内に建たなかった時どうなるのですか。
事 務 局	事業の完了予定を伺ったうえで審査をさせて頂いておりますし、皆様からもご審査を頂いています。その予定を過ぎたものについては、遅れた理由等、例えば自然災害等の場合もありますので事情を聞き取ったうえで事業を進めるよう国の通知等に添って指導・勧告等対処をしていくものとなります。

金子委員	わかりました。
長澤委員	1番長澤です。1年過ぎてまだ建たない、本来ならば建たなかった場合は業者や不動産屋が建てるとの条件付きで許可が出ているが、1年過ぎて、建たなかった案件が最近出てきているのか。
事務局	昨今の物価上昇の影響で、購入者の計画の見直し等の事情もあり遅れているものもあります。
長澤委員	どこまでこちら側の指導、こちらの権限、きちんと要綱があるのかでしたか。
事務局	農地法とは別に、農林水産省通知という形で農地法の運用について又は運用規則、別件の通知が来ていまして、指導の仕方が記載されています。
議長	皆さん、注意して見ていくよう責任もありますので、対応お願いいたします。
今野委員	4番今野です。報告事項の非農地証明の交付についての件です。我々農業委員が、非農地判断をするにあたり、写真を撮って総会にかけて申請するような順序でやってきている。今回の報告の分は、こちらと関係なく、個人的に非農地証明を行ったと解釈しますが、これについてはよいのか、よくわからない点があります。個人でも間違いなく証明が出るのか。事務局から説明して頂きたいのでお願いします。
事務局	この度の報告に関しては、皆様にお配りしている必携の中にあります、山形市農業委員会農地事務取扱要領の中にも記載がされているものでございます。こちら非農地証明については、所有者からの申請を受けて、現地等を確認し、証明を交付するものでございます。内容・状況によって証明に値するものかどうか、証明交付できるものできないものが変わってくるものです。 皆様からご判断いただいているものは、農地パトロール等の実施結果で、農業委員が農地を非農地と判断するものになります。判断をするうえでの発端が全く異なるものかと思えます。
小松委員	今回の件に関しては、本人が農業委員会にあげてきたのか。本人が法務局に行かれて、法務局から確認事項として提出を求められているものなのか。どちらなのか。
事務局	本人の代理人から農業委員会に非農地証明の交付申請があったものになります。

今 野 委 員	簡単に言えば、個人で非農地証明を取得できれば地目変更ができる、ということか。
事 務 局	私たちで出すものは、非農地の証明です。その後、登記の変更等については、法務局の判断となりますので、別途手続きが必要となります。
今 野 委 員	委員会が行う非農地判断の場合は、手数料は掛からないのか。
事 務 局	非農地証明については手数料 600 円が発生します。農地パトロールにて再生利用が困難な土地で、総会にて非農地と判断した分については、手数料の発生はありません。
議 長	他に、ございませんか。 何もなければ、これで第 6 回総会を終了いたします。ご苦労様でした。 (閉会午後 2 時 51 分) 以下余白

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

